

**桜井市観光プロモーション動画制作業務委託
プロポーザル実施要領**

1. 業務概要

- (1) 委託業務名
桜井市観光プロモーション動画制作業務委託
- (2) 業務の目的と内容
別紙「桜井市観光プロモーション動画制作業務仕様書」を参照
- (3) 委託上限金額
3,500,000円（消費税および地方消費税を含む。）
- (4) 委託期間
契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで

2. 選定スケジュール及び優先交渉権者決定までの手順

内 容	日 程
要領の公告	令和7年8月12日（火）
参加申請書の受付	令和7年8月12日（火）～8月29日（金）正午
質疑の受付	令和7年8月12日（火）～8月22日（金）正午
質疑の回答	令和7年8月25日（月）
第1次選考（実績書類選考）	令和7年9月1日（月）
第1次選考結果通知	令和7年9月2日（火）
企画提案書の受付	令和7年9月2日（火）～9月12日（金）午後5時
辞退届の受付 ※企画提案を辞退する場合	令和7年9月2日（火）～9月11日（木）午後5時
第2次選考（企画提案選考）	令和7年9月19日（金）
第2次選考結果通知	令和7年9月24日（水）
契約締結	令和7年9月24日（水）以降

3. 選定方法

桜井市の現況を把握し、当市の観光プロモーションに関する基本的な考え方に沿った業務を実施することで、事業内容の品質をより高めることを目的とするため、公募型プロポーザル方式により選考を行い、優先交渉権者と随意契約を締結する。なお、審査にあたっては、申請者を特定せずに行うため、申請書作成の際に注意すること。

※ 別紙「桜井市観光プロモーション動画制作業務委託プロポーザルにかかる参加申請及び企画提案書類作成要領」（以下「作成要領」という。）を参照

- (1) 第1次選考（実績書類選考）
参加申請書の提出により、業務実績等から業務体制に関する書類審査を行い、上位4社程度が第2次選考に参加できるものとする。なお、申請者が4社に満たない

場合も第1次選考を実施する。

(2) 第2次選考（企画提案選考）

企画提案書の提出による書面審査を行う。

(3) 優先交渉権者の選定

実績書類選考及び企画提案選考の合計点数が最も高い申請者を優先交渉権者として選定する。最高得点申請者が複数ある場合は、企画提案選考における評価項目「【仕様書 5.(ア)】観光プロモーション動画の制作」の点数が最も高い申請者を優先交渉権者として選定する。優先交渉権者と随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第速やかに随意契約を締結する。なお、その際、選定された者はあらかじめ見積書を提出すること。当該交渉がやむを得ない事由により不調となった場合は、審査により順位付けられた次点者と当該契約の締結交渉を行う。

4. 選考の参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 直近2年間で市税等の滞納がない者であること。
- (3) 桜井市の入札参加停止期間中でない者であること。
- (4) 国や地方自治体の入札に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員でない者。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及び当該団体の役職員又は構成員でない者。
- (8) 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第1項に規定する特定目的会社でない者。

5. 申請書配布期間及び場所

(1) 配布期間

8月12日（火）から9月12日（金）まで

(2) 配布場所

桜井市ホームページ→事業者向け→入札契約など→入札情報（その他入札など）からダウンロード

<https://www.city.sakurai.lg.jp/gyosya/ninews/sonota/index.html>

6. 第1次選考（実績書類選考）に関する事項

（1）提出書類

（「桜井市観光プロモーション動画制作業務委託プロポーザルにかかる参加申請及び企画提案書類作成要領」を参照のこと）

- ① 参加申請書（様式第1号）
- ② 会社概要（様式任意）
- ③ 誓約書（様式第2号）
- ④ 桜井市物品購入・業務委託等入札参加審査申請要領による申請に基づく資格者でない者にあつては、次の書類。ただし、複写は認めない。
 1. 印鑑登録証明書（発行後3カ月以内のもの）
 2. 登記事項証明書（発行後3カ月以内のもの）
 3. 次のいずれかの直近期2年分の納税証明書
 - （ア）桜井市内の事業者
市・県民税（法人にあつては法人市民税）及び固定資産税
 - （イ）桜井市外の事業者【国税納税地を管轄する税務署で証明】
その3、その3の2又はその3の3
- ⑤ 業務実績調書（様式第3号）
- ⑥ 業務執行体制調書（様式第4号）
- ⑦ 管理責任者調書（様式第5号）

（2）提出方法

桜井市まちづくり部観光まちづくり課へ持参または郵送（書留）

（3）提出場所

〒633-8585 桜井市大字粟殿432-1 桜井市役所 本庁2階
桜井市まちづくり部観光まちづくり課

（4）受付期間

8月12日（火）から8月29日（金）正午まで（土・日曜日及び祝日を除く）

受付時間：午前9時から午後5時まで

※ 郵送の場合は8月29日（金）正午必着

（5）提出部数

正本1部、副本1部

※ 提出書類は返却しない。

※ 使用する印鑑については、桜井市物品購入・業務委託等入札参加審査申請要領による申請に基づく資格者については登録した印鑑を、それ以外の者については、提出資料の印鑑登録証明書に記載した印鑑を使用すること。

7. 質疑についての事項

仕様又は要領に関して質疑がある場合は、質問書（様式第6号）に質疑内容を記入のうえ、下記フォームから提出すること。

(1) 提出締切

8月22日（金）正午まで

(2) 提出先

桜井市観光プロモーション動画制作業務委託プロポーザルに関する質疑の受付フォーム
https://apply.e-tumo.jp/sakurai-nara-u/offer/offerList_detail?tempSeq=39732

(3) 質疑に対する回答

8月25日（月）全ての質問に対する回答を本市ホームページで公表する。その際、質問者の素性は公開しない。なお、質問に対する回答は、要領の追加または修正とみなす。

8. 第1次選考（実績書類選考）の方法について

(1) 審査委員

桜井市観光プロモーション動画制作業務業者選考委員会設置要綱に基づき、桜井市観光プロモーション動画制作業務業者選考委員会を設置する。委員は、庁内の関係部課の5名で構成する。

(2) 審査方法

申請者から提出のあった参加申請書について、桜井市観光プロモーション動画制作業務業者選考委員会で審査を行う。

(3) 審査項目

「桜井市観光プロモーション動画制作業務委託プロポーザル審査項目及び選考基準」の通り。

(4) 審査結果の通知

全ての申請者に対し、9月2日（火）に審査結果を通知する。また、非選定通知者には、選定しなかった理由を記載する。

(5) 審査結果への疑義

非選定通知を受けた者は、非選定通知書の通知書を受け取った日から起算して5日（土・日曜日及び祝日を除く）以内に、選定しなかった理由の説明を書面により求めることができる。

(6) 第2次選考の参加

選定通知を受けた事業者のうち、審査結果通知後において参加不適合要件が判明した場合は、第2次選考に参加できない。また、第2次選考に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第7号）を9月11日（木）午後5時までに観光まちづく

り課へ持参又は郵送（書留）すること。

9. 第2次選考（企画提案選考）に関する事項

（1）提出書類

（「桜井市観光プロモーション動画制作業務委託プロポーザルにかかる参加申請及び企画提案書類作成要領」を参照のこと）

① 企画提案書等提出書（様式第8号）

② 企画提案書（様式第9-1号、様式第9-2号）

※様式第9-1号、様式第9-2号以外に参考資料（様式任意、A4用紙、片面印刷）として最大4枚まで添付することができる。

③ 業務工程表（様式任意、A4用紙1枚以内）

④ 見積書（様式任意、A4用紙1枚以内）

⑤ 受託者が過去に制作した既存の動画や、サンプル動画のURL、DVD等

（2）提出方法

「6. 第1次選考（実績書類選考）に関する事項」（2）に準ずる。

（3）提出場所

「6. 第1次選考（実績書類選考）に関する事項」（3）に準ずる。

（4）提出期間

9月2日（火）から9月12日（金）（土・日曜日及び祝日を除く）

受付時間：午前9時から午後5時まで

※ 郵送の場合は、9月12日（金）午後5時必着

（5）提出部数

正本1部、副本7部

副本は、企画提案者が推測されないよう、法人名等の名称を明記しないこと。

10. 第2次選考（企画提案による審査）の方法について

（1）審査委員

「8. 第1次選考（実績書類選考）の方法について」（1）に準ずる。

（2）審査方法

提案者から提出のあった企画提案書について、書面審査を行う。

（3）審査項目

「8. 第1次選考（実績書類選考）の方法について」（3）に準ずる。

（4）審査結果の通知

全ての提案者に対し、選定又は非選定について、審査結果を通知する。また、非選定通知書には、選定しなかった理由を記載する。

（5）審査結果への疑義

非選定通知を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日（土・

日曜日及び祝日を除く。)以内に、選定しなかった理由の説明を書面により求めることができる。

11. その他

- (1) 本プロポーザルに係る参加者側の費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの参加にあたっては、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本国通貨、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定める単位を使用すること。また、文字サイズは10.5pt以上にすること。なお、様式内の注釈については、文字数の都合上削除を可能とする。
- (3) 提出された提案書等は返却しない。
- (4) 提出された提案書等の提出期限以降における再提出は認めない。なお、提出期限内であっても、部分的な差し替え及び追加は認めない。また、再提出があった場合は、最後に到達したもののみ審査の対象とする。
- (5) 様式第4号「業務執行体制調書」に記載した配置予定者を変更、追加することは認めない。なお、受託後の業務実施にあたり、病休、死亡、退職等の特別な理由の場合はこの限りではない。ただし、変更にあたっては、変更を必要とする理由及び変更後の担当者について桜井市が求める資料を提出し、了解を得る必要がある。
- (6) 提出された提案書等に虚偽の記載をした場合は、提案書等を無効とする。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、桜井市情報公開条例(平成12年条例第3号)に基づき、提出書類を公開することがある。

12. 応募・問い合わせ先

〒633-8585 桜井市大字粟殿432-1

桜井市まちづくり部観光まちづくり課 担当 奥村

電話：0744-42-9111(内線3622) FAX：0744-48-0271